

広島県告示第四百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
町営住地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

世羅郡		郡市・区	
世羅町		町	
小国		大字	
柏床		北山	柏床
地先里道敷 四二八七番一 四二八七番九		一〇四〇六番	一〇四〇五番
標柱五号		標柱三号	標柱二号
標柱四号		標柱一号	標柱番号
標柱六号			